

都市高速鉄道第10号線付属街路第10号線の一部及び第14～17号線(街づくり側道)整備事業及び基本協定の締結について

(付議の要旨)

都市高速鉄道第10号線(京王電鉄京王線)付属街路第10号線の一部及び第14～17号線(街づくり側道)の整備事業における事業者並びに基本協定の締結について報告する。

1. 主旨

平成24年10月2日付で都市計画決定した都市高速鉄道第10号線(京王電鉄京王線)の付属街路は、第3号線から第17号線の関連側道と街づくり側道で構成されている。

区の都市計画である街づくり側道(付属街路第9号線の一部、10号線の一部、第14～17号線)の6路線については、区が事業者となり、その他の関連側道と付替道路の整備事業については、都が事業者となるところである。

街づくり側道のうち第9号線部を除いた5路線については、付替道路を含んだ道路構成となっていることから、地権者への負担軽減や効率的な事業推進を図るため、都区間で協議を重ね、街づくり側道の整備事業についても東京都が事業者となる方向で調整してきた。

なお、事業費負担については、区が街づくり側道として付替道路に付加した幅員(2m)部分の事業費を区の負担とし、その他の部分の事業費を都の負担とする。

については、都区の役割分担と費用負担に関して、都との基本協定締結に向け手続きを進めることを報告する。

2. 事業概要

事業内容：付属街路第10号線の一部、第14号線、第15号線、第16号線、第17号線について、付替道路と一体の側道(幅員6m以上)として道路用地取得及び道路築造する。

事業者：東京都(都市計画事業の実施)

将来道路管理者：世田谷区(区道)

3. 事業費負担

区が街づくり側道として付替道路に付加した幅員(2m)部分の事業費について、基本協定による負担金として区が負担する。

なお、負担額及び負担方法等については、別途協定を締結する。

4. 事業費及び財源等、事業期間

(1) 街づくり側道負担金(予定)：約27億円

(2) 財源：都市計画交付金15～35%(予定)

(3) 事業期間：事業認可後10年(予定)

5. 今後の予定

平成25年11月14日 都市整備常任委員会報告

平成25年度中 基本協定締結、事業認可申請及び取得

平成26年4月以降 別途協定(負担額、負担方法等)締結

箇所図

